

## 第 6 3 回岩手県国土利用計画審議会会議録

日時 平成 30 年 2 月 1 日 (木)

午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分

場所 盛岡市勤労福祉会館 401・402 会議室

### 出席委員

井良沢 道也	委員	岩手大学農学部教授
川村 冬子	委員	森林インストラクター
神田 由紀	委員	(株)岩手日報社報道部長
近藤 とし子	委員	葛巻町商工会女性部部長
高橋 早弓	委員	岩手県森林・林業会議常務理事
高橋 弘美	委員	J A 岩手県女性組織協議会会長
服部 幸司	委員	不動産鑑定士
福士 好子	委員	岩手県農業農村指導士
細井 洋行	委員	西和賀町長
南 正昭	委員	岩手大学理工学部教授
三宅 諭	委員	岩手大学農学部准教授
芳沢 莖子	委員	岩手県教育委員

(五十音順)

## 1 開 会

### [事務局] (藤村環境影響評価・土地利用担当課長)

本日はお忙しい中、また、お足元の悪い中、当審議会に出席いただきましてありがとうございます。ただいまから、第 63 回岩手県国土利用計画審議会を開催いたします。

私は、環境保全課環境影響評価・土地利用担当課長の藤村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、会議の成立について御報告いたします。本日、御出席いただいている委員の皆様は、委員総数 17 名中、12 名であり、岩手県国土利用計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定における半数以上の出席をいただいていることから、会議は成立していることを御報告申し上げます。

また、会議の公開についてでございますが、「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、本日は公開することとして進めさせていただきたいと存じます。

## 2 挨 拶

### [事務局] (藤村環境影響評価・土地利用担当課長)

それでは、次第に従って進めさせていただきます。

はじめに、津軽石環境生活部長より挨拶を申し上げます。

### **[事務局] (津軽石環境生活部長)**

みなさんこんにちは。ただいま紹介がありました、県環境生活部長の津軽石と申します。

審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げたいと思います。

まずもって、委員の皆様方にはお忙しい中、また、足元の非常に悪い中、当審議会に御出席賜りまして、本当にありがとうございます。

県におきましては、国土利用計画法に基づきまして「国土利用計画岩手県計画」、それから「岩手県土地利用基本計画」を策定いたしまして、県土の適切な土地利用の推進に取り組んでおりますが、この2つの計画におきまして、当審議会の御提言、御審議をいただきながら進めているところでございます。

特に、「国土利用計画岩手県計画」につきましては、一昨年7月に改定いたしまして、それまでは、いわゆる秩序ある土地の開発というか、そういったコンセプトで行っておりましたが、これを大きく転換いたしまして、県土の適切な保全・管理というような考え方に転換しているところでございます。

これは、人口減少を反映したものではございますが、本県における土地政策の状況といたしまして、耕作放棄地の増加でありますとか、あるいは空き地・空き家の問題というのが、様々な形で顕在化しているというような状況でございます。

国におきましても、所有者不明土地問題というのが大きく取り上げられておりまして、その利用の円滑化等を内容とする新しい法律を今国会に提出するというようなことも聞いているところでございます。県といたしましてもそういった動きを注視しながら、適切に進めて参りたいと考えております。

本日は、国土利用計画第五次岩手県計画が平成28年度にできましてけれども、それを受けて岩手県土地利用基本計画書を改定することになっておりまして、それについての御審議、それから、計画図の一部変更につきまして御審議をいただくことになっております。

御審議いただく計画書案につきましては、昨年7月にも当審議会にお諮りしたところでございますが、その案につきましては、委員の皆様、あるいは市町村等からの御意見を反映させた形となっております。委員の皆様方には、限られた時間ではございますが、幅広い観点から御意見を賜りたいと存じているところでございます。

結びになりますが、委員の皆様方におかれましては、今後とも、本県の土地利用について、高い見地からの御指導、御協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開催に当たっての御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

### **3 資料確認**

#### **[事務局] (藤村環境影響評価・土地利用担当課長)**

なお、津軽石部長は所用のためここで退席させていただくこととなります。どうぞ御了承お願いいたします。

続きまして、資料の確認に移らせていただきます。

会議資料につきましては、事前に委員の皆様方に送付しており、本日御持参をお願いしておりましたが、お持ちになっていない方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

次第、資料一覧、委員名簿、事務局名簿、配席図、資料1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、資料2、資料3-1、3-2、3-3、参考資料1から3までとなっております。

また、本日、皆様のお手元に知事から会長あての「岩手県土地利用基本計画変更の諮問書」の写しをお配りしております。

なお、本日の出席者につきましては、名簿及び配席図で御確認いただきまして、この場での御紹介を省略させていただきますことをお許しいただきたいと思います。

## 4 議 事

### 【事務局】（藤村環境影響評価・土地利用担当課長）

それでは議事に入らせていただきます。議事の進行は、岩手県国土利用計画審議会条例第4条第2項の規定により、会長が努めることとされておりますので、井良沢会長に以後の進行をよろしく願いいたします。

### 【井良沢会長】

本審議会の会長を仰せつかっております井良沢と申します。本日は第63回岩手県国土利用計画審議会を開催いたしましたところ、積雪も多く大変足元の悪い中、委員の皆様方におかれましては、御出席を賜り大変ありがたく思います。

今年は1月に入ってから全国的に寒波が到来しまして、皆さん御承知のとおり東京都心では23センチの積雪。調べてみると20センチを超えたのは4年ぶりということです。また、東京都心では2日連続でマイナス3度以下になったということで、こちらの記録は53年ぶりということです。

ちなみに岩手ではどうかと調べてみましたら、盛岡では1月の月平均気温は0.1度高くてむしろ暖かいくらいで、たぶん今まで3年間は暖冬で、今年はそれに比べて少し寒い感じがするのですが、盛岡に関してはむしろ平年のことかなと思います。参考までに最低気温は、今年は1月27日のマイナス11.4度で、盛岡で観測が始まって以来の最低気温は、マイナス20.6度というのがあって、これは終戦の年の昭和20年なのですが、多分この記録はなかなか破られることはないのではないかと考えています。

時々気象条件が厳しい岩手県ですけれども、その反面非常に自然が豊かな県土ですので、ぜひ、土地利用計画においても、より良いものにしていきたいと考えております。

今回の議事は、先ほど御紹介いただきましたように、「土地利用基本計画（計画書）の改定」それから例年審議されている「土地利用基本計画（計画図）の変更」、また、「次期総合計画の策定」の話も事務局からあると聞いております。

皆様から、ぜひ忌憚のない御意見をたくさん出していただきますことを期待申し上げまして、挨拶にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それではまず、本日の会議録署名委員につきましては、岩手県国土利用計画審議会運営規程第5条第2項の規定に基づき、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、川村冬子委員と福土好子委員のお二人をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

### （1）岩手県土地利用基本計画（計画書）の改定について

#### 【井良沢会長】

それでは、初めに議事の（1）知事から諮問されております「岩手県土地利用基本計画（計画書）の改定について」事務局から説明をお願いいたします。

### **【事務局】（高橋主任主査）**

（資料1-1「土地利用基本計画（計画書）の改定について」、資料1-2「前回審議会における意見への対応」、資料1-3「国、市町村及び県関係室課の意見を踏まえた修正」、資料1-4「岩手県土地利用基本計画書（案）及び資料1-5「所有者不明土地に係る取組状況等について」を説明）

### **【事務局】（藤村環境影響評価・土地利用担当課長）**

若干補足させていただきます。

ただいまの資料1-5につきましては、前回の審議会におきまして、芳沢委員から所有者不明土地に関する県の取組みを知りたいというお話がありまして、このようにまとめたところでございます

私共の方では直接所管する事業がありませんので、県の関係課から実態や取組状況を確認したところです。

先ほどの説明にもありましたとおり、個人の財産権の問題もございまして、県としての独自の取組みというのは難しいというところをすごく痛感したところです。

時を同じくして、国の方では足早に所有者不明土地問題に係る対策、これも国土交通省や農林水産省などでの各所管の法改正といったことが、昨今の新聞紙上を賑わしているかな、目にする機会が多くなったなど感じております。我々の情報収集も関係課を含め、今の段階ではこれ以上の詳細な情報はない状況ですが、一通り取りまとめてみました。

所有者不明土地の有効活用という観点、民法ではそもそも所有者不明土地を増やさない取組といったことが、今後法制化されていくという中で、私共の方でも法改正の内容、それから、どのような取組ができるか、随時把握していきたいと考えております。今回の御報告は概ねこのような内容です。

### **【井良沢会長】**

御説明ありがとうございました。

只今の御説明に、服部委員が所属されております岩手県不動産鑑定士協会が事務局の「既存住宅流通促進協議会」について御紹介がありました。大変恐縮ですが、服部委員から補足説明をお願いしてもよろしいでしょうか。

### **【服部委員】**

はい。私、岩手県不動産鑑定士協会として、こちらの団体にも関与しております。

そもそもの目的は、空き地・空き家というよりは、日本の場合は新築住宅の供給が中心となっておりますが、そろそろ住宅ストックが充実し、人口増加もそろそろ終わるということで、住宅自体の性能も上がっているということで、今まで中古住宅と言われてきた既存住宅の流通をいかに促進させていくか、これによって住み替えにも対応できますし、ひいては空き家の発生抑止や、もっと広くいうと空き地、所有者不明土地までいくと思いますが、そういうことの一助となればということで、昨年設立し活動しております。

いまのところ、国土交通省の補助事業の採択を受けて、こういった既存住宅の流通促進のための住宅診断、価格の適正な値付けをワンパッケージで流通に繋げていくという仕組みづくりの検討や周知をしているところです。具体的な成果はまだなのですが、せっかくこういった枠組みができましたので、将来的には空き家の利活用といったところにも踏み込んでいければと考えているところです。

### **【井良沢会長】**

ありがとうございました。

皆様も新聞等で所有者不明土地に係る取組状況について時々目にはしていると思いますが、全国的な流れとしては事務局の説明にもあったとおり、新しい法制度創設の動きがあるということと、県としても国の動きを注視しながら対応していくことになると思うのですが、県独自でも空き家の有効利用に係る取組みがされつつあるということです。私も今日直に話を聞くことで、見識を新たにさせていただきました。

知事から諮問されました「岩手県土地利用基本計画の変更」について、資料1－4の内容を審議会として審議することになります。ただ、前回審議会で皆様方に見ていただき、資料1－2のとおり4人の委員から御指摘があり、それに対して事務局としては修正をしていただいた。それから資料1－3では、自然保護課からも修正意見があり、これについても修正したもので最終的に皆さんのお手元に配っております資料1－4について皆さんから御意見、質問等をいただきたいと思います。

### **【南委員】**

土地利用基本計画につきましては、国土利用計画との整合性が求められます。最初に部長がお話ししておられましたが、人口減少に向かって県の土地利用を見直す。そういう方向性を入れていこうということで、自然環境、あるいは景観という言葉が入ったり、それに加えて、前からありましたが安全・安心な国土利用を進めていくというようなこと。そして県民の暮らしということで、前回、前々回と時代の背景の中で言葉を3つ紡ぎだして作ってきているのですが、今回はそういう意味で「自然環境」、「安全」そして「暮らし」と、非常に落ち着いた構成になっていると受け取りました。具体的な中身についてはよく練られている様子で、私からは特にありません。

### **【井良沢会長】**

南委員から御意見を賜りましたが、私も資料1－1を見て、今の岩手県がおかれている社会情勢、経済情勢等を踏まえたエッセンスが盛り込まれた内容になっていると思います。

そして、皆様方の意見を聴いて集約したのが資料1－4ということで、これが今後あるべき岩手県の土地利用基本計画書ということで、かなり熟度が高い、練られていると感じております。

### **【三宅委員】**

岩手県としての国土利用計画の中であまり細かく踏み込みにくい部分があることもわかりますし、こういう書き方にならざるを得ないだろうということもそのとおりだと思います。

今は所有者不明土地がすごくホットな話題としてあるのですが、もう一つ気になるのが不在地主で、そちらの方が実は非常に厳しい状況になりうるのかなと考えております。

ただ、それがすぐに国土利用計画に反映されるかということ、ここではないレベルなのかなと感じております。

農地に利用権を設定するといいますが、やる人がいない状況で利用権設定しても、理想論としてはそうなのですが、それがうまく機能するのかというのは別の議論が必要なのかなと感じています。

### **【井良沢会長】**

資料1－5の所有者不明土地については、正に私もそうかなと思いました。法制度を見守るしかないのか、法制度ができれば県の土地利用基本計画書の改定ということも必要になるのかなとも考えております。

ただ、なかなか一朝一夕にはいかないような問題ばかりで、法改正されても直ぐにたちどころに良くなるというのもなかなか期待できないと思います。

### **【高橋（弘）委員】**

「空き家対策等連絡協議会」について気になっているのですが、どのくらいの方が反応しているのでしょうか。盛況なのでしょう。

### **【事務局】（藤村環境影響評価・土地利用担当課長）**

当該協議会の事務局である県建築住宅課は本日出席しておりませんのでお答えしかねるところもありますが、こういった入口の対策といたしますか、まずは空き家から少なくするという取組は非常に重要なことかなと思っております。

### **【事務局】（環境保全課小野寺総括課長）**

各関係機関が構成団体となって、不動産関係団体や金融機関に窓口を設置しておりますが、それをワンストップ化しよう、アップグレードしようという動きもあるようです。さらに機能を高めたいこうと動きがあることを聞いております。

### **【井良沢会長】**

県は空き家対策だけでなく、様々良い施策を打ち出されていると思うのですが、一般の地域住民の方々まで伝わる周知方法というのはなかなか難しい。地道に根気よくやっていかなければならない。よろしく願います。

### **【細井委員】**

資料1－4の6ページに農業地域があります。ここの修正案に「農業・農地の多面的機能の維持・発揮」、そして「認定農業者、集落営農組織や新規就農者などの地域農業の核となる経営体を育成する」ということが明確に盛り込まれたということは、大変良かったなと思います。農業が日本の国土を素晴らしいものにするために果たす役割というのは非常に大きなものがあると思っております。ただ、農業を産業としてだけ捉えて大規模ということになりますと、圧倒的多数の日本の農業を支えてきた家族経営の農業が成り立たなくなる。そこでやめてしまう。そしてそれが自然の崩壊に繋がっていくということになりますので、私はある意味逆の農業の幅広い面を残すということは、自然環境を守るということでは重要な意義があると思っております。単なる産業としての農業の推進だけではない、地域にあってその地域の環境を守っている認定農業者や、集落営農組織の生きる術を残すという意味でも、今回加えられた文言は非常に良かったなと評価しております。

### **【井良沢会長】**

ありがとうございました。細井委員の西和賀町では特にこうした自然の厳しい中で農業に取り組まれている方はたくさんいらっしゃるということで拝聴いたしました。農業のそうした多面的機能を残すというような形の取組みというのが大事だと思います。

### **【高橋（弘）委員】**

今の細井委員の話に尽きるのですが、私も家族経営で農業をしている人間として、後継者問題があって大変な思いをしているのですが、いつも県のいろいろな審議会に行ってしまうのですが、支援しますと知っているが、どこまで支援するのか。あとは、市町村でも支援していますが、当事者達と話をすると、根っこにあるのは本人達なのですが、もう少しこのようにしてはどうですかといった支援の在り方がかなりただ事ではない、真剣に考えていかなければならないんだと、後押しがあると良いのですが、最終的にはプライバシーで個人が誰に貸そうが他人が深く踏み込めないし、農業委員の関係で利用権設定などの話をすると、最終的に決断するのは所有者なので強く言えないのですが、今県でもいろいろ支援していますから頑張ってみようと言っても、何を支援するのか、お金かと言っていますが、そうではなく雰囲気づくり、皆がいよいよもって自分達が立ち上がらなければならないということの外堀というか環境みたいなものでもう少し、尻を叩けとは言わないが農業者はのんきなものでしたら良いでしょうか。土地利用に関わってくるので、誰かが何かもっとハッキリしないと進まないのではないかと私は思っています。皆さん何か御意見があれば伺いたいと思っています。青年協のメンバーと仕事をしていましていつも話されるのですが、私達が頑張っても親たちが認めないとか、親の意向を無視して土地を借りたとか作業を請け負ったとか言われるので、もう少し環境づくりというかスムーズに進むようなもので県の手助けがあれば良いと思っております。私だけでしょうか。

### **【細井委員】**

今の発言にもありましたけれども、若い人達でも少ないのですが頑張ろうとしている人達は確実に居ります。そういう人達の努力を評価する。どちらかというと言わずして黙々とやっているのですが、やはり言葉で評価してあげるというのが非常に大きな激励になると思いますので、そういう農村づくり、動機づけを我々世代にも呼び掛けていかなければならない。我々が苦手としてきた部分なのですが、そうしないと人は育っていかないのもそれは大きな要素かなと思います。

それから、一昨日認定農業者の方たちとの意見交換会を行いまして、家族経営で頑張ろうとしている人達に具体的に町はどんな支援をしてくれるのかといった質問もありました。国の支援の仕組みはほとんど大規模化、産業競争力のある農業を支援しようとしておりますので、個別の農家を支援しようとするならば町単独でやるしかない。細る財政の中でなかなか厳しい話なのですが、全くないわけではなかった。調べてみるとそれを周知しない部分もあり、小さいけれどもあるのだということが動機づけになると思いました。

我々の世代は自分が使用している大型農機具が故障したらそれでもう終わり、使用できるうちは何とか自分でやれるので頑張ろうと思っているのですが、でも、それを修理してでも継続したいという年配の方も多いので、そこを維持させるぐらいの仕組みを、国策でできなければ町単独でも提供してあげなければならないかなと思っているところです。

それが集落というか小さい地方を残すことになりまして、それが日本の素晴らしい国土を残すこと

に繋がっていくとう自負心を持っていきたいですね。

**[井良沢会長]**

盛り込まれた内容の実現に向けての方策について、皆さんから生の声を拝聴できまして大変良かったと思えました。ありがとうございました。

**[高橋（早）委員]**

土地利用基本計画書に関しては、全体的に練られてきたなと感じを受けております。また、全般的に人口減少について非常に問題であるということで、これは正に林業についても作業員不足、人手不足が深刻な問題になってきております。そういった中で、林業生産をより生産性を高めていくことが必要ということで、計画書にも盛り込んでいただきましたが、いわゆる平坦地にある荒廃農地を森林に戻すという、新たな生産の場ということが入ってくるというのは林業にとっても非常にありがたい話だなと思います。また、景観について触れている箇所もありますが、今岩手県は松くい虫の被害が北上してきております。県南、県央まではアカマツの人工林は量的にも多くないので皆さんも見られていると思うのですが、枯れて白骨化しているのがパラパラと見受けられます。これが県北に入っていくと一気に山が茶色になって全部白骨化する。非常に無残な状況になってくるのではないのかなと非常に心配しております。この松くい虫ですけれども、日本で初めて発見されたのは長崎に110年前です。これがずっと北上してきましてここまできております。となると時間の問題というか、この対策についても景観という意味でもこれから大事な土地ということで関わっていかねばいけないということで、政策に期待したいと思っていますところです。

**[事務局]（森林整備課工藤計画担当課長）**

今お話のありました松くい虫の件につきましては、広がらないようにとにかく防除するというところで一生懸命やっているところです。県北には人工林のアカマツのみならず資源としても貴重な天然アカマツがありますので、松くい虫被害によって使われなくなる前に使うという視点を加え、従来の薬剤を使った防除と利用を兼ねた取組を進め、景観的な部分にも配慮していきたいと思っています。

**[井良沢会長]**

ほかに御意見、御質問はありますか。ほかにご質問等なければ、ただいま御審議いただきました「岩手県土地利用基本計画（計画書）の改定」については、当審議会として原案を適当と認める旨を知事に答申することよろしいでしょうか。

**[委員]**

異議なし。

**[井良沢会長]**

どうもありがとうございます。それでは以上で「岩手県土地利用基本計画（計画書）の改定」についての審議を終わります。

次に議事の2、知事から同じく諮問されております「岩手県土地利用基本計画（計画図）の変更」について事務局から説明をお願いいたします。



### **【事務局】（高橋主任主査）**

（資料2「岩手県土地利用基本計画（計画図）の変更について」を説明）

### **【井良沢会長】**

ただいま事務局から岩手県土地利用基本計画の計画図変更についての説明がありましたが、例年こうした変更があるわけですが、最近の傾向として特に再生可能エネルギーを積極的に開発しようという国の施策等もありまして、太陽光パネルの設置というのが岩手県内においても増えてきているのかなという感じがいたしました。

ただいまの説明に対しまして、委員の皆様から御意見、御質問等よろしく申し上げます。

### **【川村委員】**

ただいま会長からコメントがございましたとおり、最近の開発は太陽光発電、メガソーラーといわれている施設を、林地開発を行って設備を造るという案件が非常に増えておりまして、以前もこの会合の席で申し上げたことがあるのですが、私県の森林審議会の林地保全部会の委員をやらせていただいておりますが、実はつい一昨日も林地保全部会の会合がございまして、そこで何件かの10ヘクタール以上の林地開発案件ということで、メガソーラーの話もやはり今回また出てまいりました。

それで、今日配られた資料の1-1の中に国土利用計画岩手県計画（第五次）のポイントに「開発圧力が低減する機会をとらえ」という文言があるのを見まして、林地開発に関してはむしろ開発圧力は高まっていると私は感じております。そして、メガソーラーは電気を造る設備ですので産業に寄与するもの、人間の生活に寄与するものですので、それを否定するものではないのですが、今ある森林を削ってそういう施設を造っているという事実。それから往々にしてメガソーラーを建設・運営する企業は県外の企業、さらに国外の企業であるという点について、林地開発というのは開発を止める圧力というのは基本的にかげられない。つまり環境への影響などがクリアされていれば認めなければいけないと聞いておりまして、実際林地保全部会も結局のところすべての規制をクリアして計画が上がってきたものを問題ないというふうに追認するような会合に事実なっているわけでして、つい一昨日私も申し上げたのですけれどもエネルギー開発という視点でいえば他にも木質バイオマスや風力発電もある。岩手県としてどのようにエネルギー政策を考えているのでしょうかということも併せてこの土地利用に関しては全体的なあるいは長期にわたるそういった視点がこれから大切になるのではないかと考えております。

### **【井良沢会長】**

ありがとうございました。川村委員の御指摘のとおりだと思います。

メガソーラーというか太陽光パネルは全国的にもすごく今たくさん建設が続いているようで、土地が急峻であってもある程度南に向ければ太陽光はたくさん採れますので、よほど急な山で日影になるような場所では難しいかもしれませんが、岩手においてはかなり適地が多いということで増えてきているのかなと思います。

川村委員の御指摘に対しまして事務局から何かございますか。

### **【事務局】（環境保全課藤村環境影響評価・土地利用担当課長）**

今の川村委員の御指摘、ごもっともな部分も多いかなと思っております。

大きな流れとしては開発圧力低減という話ではあるのですが、それぞれ個別に見ていくと開発圧力が高まっているというような御意見というのは改めて私共も肝に銘じていきたいなと思っております。

それから林地開発に関しましては、私共も土地利用という観点で許可の段階で意見照会していただいております。なかなか個別のものをどうするかというのは非常に難しい問題もございますけれども、土地利用の観点という部分では我々の所管の中で考える機会もあつたらなと思っておりまして、ここでは御意見を頂戴するといった形で納めさせていただきたいと思っております。貴重な御意見と認識させていただきます。

#### **【井良沢会長】**

貴重な御意見として頂戴します。

#### **【南委員】**

今のお話で、これだけたくさん出てくると漠然とした不安感がある。このような開発が進んでいくと林地でなくなり平地になって造成された森の中で、その後の施設の廃止の問題であったり、農地としては残るということですが、そういったものに支障がないか良く分からないので漠然とした不安感のようなものが出てくる。それも結構大規模なものだからでしょうけれども。そういった支障がないとか地元の人達からは特に意見は出ていない、市町村レベルでは問題は出ていないというけれども、地元の人達が同意しながら、情報としては知りながら進められているのかということは大事だと思います。

でもこれは、国土利用計画審議会で審議する内容ではないのかもしれませんが、漠とした不安みたいなものは皆さんが持っておられると思いますので、それに対する国土保全上の情報の共有を進めていってほしいと思います。

#### **【井良沢会長】**

ありがとうございました。

森林法では確か1 ha以上の林地開発の基準があつて、その基準に照らし合わせて太陽光パネルであれ、風力発電であれチェックは十分になされている。地元の地権者との同意も当然ながらなされている。1 ha未満をどうするかというのは今問題になっているのかなと思っておりますが、その辺事務局から何かございますか。

#### **【事務局】（環境保全課小野寺総括課長）**

エネルギー政策については当部が担当しております。再生可能エネルギーの導入を推進していこうという姿勢も一面ではあるのですが、今委員の皆様から御指摘いただいている点につきましては、全くそのとおりだと考えております。

やはり、環境にどう対応していくか、地元で周知して地元の理解のうえで進めていくか、また20年程度で廃棄という面も出てきます。そういったことについていろいろな観点からどのように取り組んでいったら良いかという問題意識は、部としても持っております。

それをどのような形、例えば協定のような形になるのか、どのように進めていくか内部でも話し合いを行っているところです。今いただいた御意見を受け止めさせていただき、部内でも共有させていただきたいと思っております。

### **【井良沢会長】**

補足、どうもありがとうございました。

### **【高橋（早）委員】**

今一部回答をいただきましたが、ただ固定価格買取制度、FITでは基本的に20年という期限が切れてあって、おそらくこれらの施設も20年で償却しようという考えで造られていると思うのですが、20年後どうなるかというのは非常に不安があります。パネルの産業廃棄物としての処理費用は莫大であるという話も聞いております。そうなるそのまま放置され、撤退されてしまうという心配を非常に感じております。

地元の山林所有者から話を聞くとお金になったと喜んでいる。私たちも非常に複雑な気持ちで聞いています。そういったなかで、県民皆が安心して見ていけるような行政からの説明が必要なのではないかと思えます。

### **【事務局】（環境保全課小野寺総括課長）**

やはり、廃棄の問題については皆さん問題意識をお持ちで、御指摘のとおりだと思っております。

昨年、県議会でも同じようなお話を頂戴しておりまして、そういったことにどのように対応していくかということに強い問題意識を持って取り組んでいかなければならないと思っております。御意見ありがとうございます。

### **【神田委員】**

先ほどの前段の方のお話で、毎回この変更の審議をするときに、先ほど川村委員もおっしゃっていましたが、どうしても追認するだけというか、説明を聞いてただそうですかということしかできないというのが、この席に座っていてすごく違和感がある。これだけだと正直言って判断できないというか、市町村の調整が済んでいるから必要ということでオーケーということだろうなということを含みで、追認するしかないのかなというスタンスでいつも出席しています。多分そういうことなんだろうなとは思いますが、これからこのような審議をする中でただ追認するとなると、私たちがいる意味というのがあるのかないつも思っております。

例えば市町村の協議の中で、地元の人への反対がないのか、あるいはいろいろな意見が出ているケースなのか、そういった情報を知れるといいと思えます。

多分私たちの役割は追認するということなのでしょうけれども、少しジレンマを感じております。

### **【井良沢会長】**

私も長年この審議会委員をやらせていただいており、最初の頃は同じような意見を持っておりました。意見としては述べていただいて良いと思えます。ただ、地元の同意や市町村レベルではかなり調整して県の方ではいろいろな規定による対応を経ての審議ですので、意見を述べていただき、またその意見を基によりなんとか考えていければと思います。

### **【事務局】（環境保全課小野寺総括課長）**

ただいま神田委員から御指摘がありましたように、そういう意味では申し訳ない点もあると思っております。

この審議会や法律の建てつけで御説明しますと、林地開発許可の申請が出た段階で我々に対しても土地利用上の意見照会をいただいております。当部としては、土地利用基本計画にも記載されておりますが、五地域、農業地域と森林地域といった法律の区分でどちらを優先するのかという観点から判断し回答するのですが、仮にそこで何か問題があれば審議会を開催して皆様にお諮りするというステップになると思います。

今回お示したものについてはそのような法律的な問題はありませんが、追認ということではいかがなものかという思いもあろうかと思いますが、法制度的にはそういった建てつけになっております。

また、高橋委員からもありましたとおり、林地開発は法律に基づいて行っておりますが、エネルギー政策の面でもどのように対応していくかということも課題として突きつけられているという御意見として受け止めさせていただきます。

### **【三宅委員】**

今再生可能エネルギーについての話が出て、それについての考え方というのも示されたのですが、所有者にとっては幾ばくかのお金が手に入るということもありますし、再生可能エネルギー自体は悪いことでなく良いことであるし、ひょっとしたら地域にとってもメリットがあるのかもしれない。確かにそのとおりなのですが、一方で今の再生可能エネルギーはあくまでも固定価格買取制度に基づくものでその後のことはなく、開発あるいは建設するときに撤去のことは何も配慮しなくて良いということになっているのです。パネルは償却するかもしれないけれどフレームはそのまま残していく可能性がある。それをどこが負担するのかというと自治体になるわけです。その問題を分かっているながらそのままにするというのはいかがなものか。ではそれをどうするかというのは法的には無理なので、私は条例で縛っていくしかないだろうと思います。ただ条例にしても倒産したところに撤去しろといっても無理なわけで、結局税金でやらなければいけないかもしれないですが、それでも姿勢として条例の中に撤去計画まで含めて出すようにと入れることは必要ではないかと思います。実際にそうやっている自治体もあるわけです。

小さな自治体でそこまでやるのは難しいかもしれないからこそ県が大きな条例を用意して、それをそのまま使っても別の運用をしても良いしといったやり方ができるようなフレーム型の条例を県が作る意義はあるのではないのかなと思います。

もう一ついうと、高知では県が作った条例の中で自治体が独自解釈できるように運用を任せている。それによってある地域の太陽光パネルは止まったわけですね。もちろんそこには生態系への配慮というか、生態系に対する影響が大きいということだったのですが。基本的に太陽光の場合環境アセスメントは不要ですが、本当に不要かということとあれだけ大きい面積で反射したら鳥類にとっては悪影響があるでしょうということはそのとおりで、その気になれば条例でそういう影響がないということをしきりと証明しなさいと課したりできるわけです。そこに法的拘束力はありません、やらなくても良いとされていますが、県として条例を作ってこういう姿勢を求めている、それを守ってください、守らない場合は公表もできるとしておけば、業者も対応してくれるのではないかと思います。条例は法的なものではないので、そこまでやらなくても良いといわれればそのとおりですが、姿勢としてどうするのかということを実は考えなければいけないことなのではないかと思います。ただ、場所によっては別に悪いことではないと思いますので、設置して良いと思いますし、使われていない土地を有効に使おうというのも良いことだと思います。そういった前提で協議しながら仕組みを考えていく必要があると思います。それを全部にするのかエリアを決めるのかはこれから議論しなければいけない

のですが、全部にするのは大変ですので限られた部分になると思うのですが。こういった考え方も必要ではないのかなと私は感じております。

一番怖いのは遊休農地です。広い遊休農地が太陽光パネルを置くだけなら特に何も申請がいらなくて、ポツと出てくるというのは実は気になるので、そういうことも含めて今のところはそれしかないのかなと。ただ、たった20年のためにそこまでやるのかといわれればそれはそのとおりなのですが、20年後に変なものが残るよりは良いのではないのかなと感じております。ぜひどこかで御検討いただければと思います。

#### **[井良沢会長]**

私も特に林地における再生可能エネルギー、太陽光パネルの問題では、三宅委員がおっしゃった条例などを作ってできるだけ規制というか配慮するような対応を行っているところもあるように聞いております。岩手県ではそういったことは検討されているのでしょうか。

#### **[事務局]（環境保全課小野寺総括課長）**

やはり、環境影響や廃棄の問題で地元の人がそれについてどう思うかというのを議論していく過程が大事なのだらうということで、三宅委員の御意見を拝聴しておりました。

方法として条例というお話をいただきましたので、持ち帰って部に報告したいと思います。方法は条例や協定などいろいろあると思います。問題意識は持っておりますので、今日は本当に貴重な御意見と受け止めさせていただきます。これ以上具体的に申し上げられる段階ではないのですが、条例という御意見が出たということで持ち借りたいと思います。

#### **[井良沢会長]**

ここ3年くらいでしょうか、すごい太陽光パネルラッシュというか岩手県でも増えている。たぶんこうした流れというのはしばらく続くと思います。検討を進めていただければありがたいと思います。

#### **[井良沢会長]**

ほかに質問等がなければ、ただいま御審議いただきました「岩手県土地利用基本計画（計画図）の変更」については、当審議会として原案を適当と認める旨を知事に答申することによりよろしいでしょうか。

#### **[委員]**

異議なし。

#### **[井良沢会長]**

どうもありがとうございます。それでは以上で「岩手県土地利用基本計画（計画図）の変更」についての審議を終わります。

次に次第4その他に移ります。「次期総合計画の策定について」政策地域部政策推進室から説明をお願いいたします。

### **【政策地域部政策推進室】（登坂主査）**

（資料3-1「次期総合計画の策定について」、資料3-2「平成28年度「主要施策の成果に関する説明書」「いわて県民計画実施状況報告書」の概要」、資料2-3「「岩手の幸福に関する指標」研究会報告書の概要」を説明）

### **【井良沢会長】**

どうもありがとうございました。次期総合計画の策定について政策推進室から説明がありました。

### **【近藤委員】**

今説明があった「幸福」素晴らしいなと思いました。これが実現できる計画になれば本当に素晴らしいと思います。

主観的とか客観的とかすごく難しいと思います。主観的幸福というのは言葉では簡単に言うけれどもそれぞれも思いが違うので、そういった難しさを感じます。

### **【芳沢委員】**

先日の会議の時に伺ったことについて、あれだけきっちりまとめていただきあのように示されたことを、委員としての仕事をしつつ県民としてもチャンスがあれば周りの人にお話ししていく機会があるだろうなと思っているところです。

土地利用基本計画書の方ですが、やはり先日の私の質問と関連した「周辺の地域と公共交通でつなぐ「小さな拠点」の形成を進めます。」という部分と、「居住地域を広げない。皆がまとまって暮らす。」という内容が示されてありました。

この岩手の幸福に関する指標と、そういったことの関連というのは、12の主観的指標の中の例えば居住環境、安全、健康、コミュニティ、自然環境といったところは交通機関ともかなり密接に絡んでくるところなので、本当はどこがどうと分けられないことだなと痛感しています。

人口問題もずっとこの会議でもいわれているとおりなのですが、例えば高齢者が免許証を捨てるというか運転するのをやめると、居住環境もそのとおりですが病院へ通う足をどうするのかといったことがどこの市町村でも問題になってきているところです。そんなことを一つ一つの問題ではなく、全部が関連した問題であると捉えて、自分が住む市町村でももっと上の方から考えながら、ただ足元のことについても意見を述べられることや考えられることを行っていかなければいけないなと改めて思っているところです。

ですから、国土利用計画といいながら本当に暮らしと密接に繋がっているんだなということ、今日改めて感じたところです。

### **【井良沢会長】**

貴重な御意見ありがとうございました。

### **【福士委員】**

今の幸福という話なのですが、岩手町はどちらかといえば中山間地で山なのです。年配の一人世帯の人達を中心にここに住んでもらうという話し合いで出たのですが、「離れたくない。」という方がみなさんいらしたので、自治体としてはいろいろな方法を考えていると思います。

岩手町は今1万4千人いるのですが2030年には7千人になると何年か前に聞いたことがあります。今の段階では本当にそうなるのかなと思いつながら、そうなったときにどうしようという漠然とした思いもあるのですが、農業の担い手の方たちは次世代、若い方達が多いのでその点については安心なのですが、ただ町自体が空洞化してしまうということに対してはすごい懸念を持っています。

それからメガソーラーの話なのですが、あの電気はどこに行くのですかという質問をよくされるのですが、多分中央に行くのではないですかと漠然な答えをするしかない感じです。

さきほど「市町村で許可をされたので。」という話がありましたが、市町村だけではなくて県から下りてくるものもあるのです。許可が出て町に下りてきて、私たちは現場を確認して、ここならいいだろうというお話もあります。逆のパターンもあると思うのですけれども、業者の方が面積を見て何十haを持っている人のところに行ってそこから始まるというケースもあるので、私たち農業委員はその点については強く言えないので、なかなか難しい世界だなと思っております。

#### **[井良沢会長]**

3人の委員から素晴らしい御意見ありがとうございました。

ほかに何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

### **5 その他**

事務局から何かございますでしょうか。

#### **[事務局]（藤村環境影響評価・土地利用担当課長）**

今回の御審議によりまして、おかげさまで平成27年度から続けてまいりました「国土利用計画（第五次）岩手県計画の策定」、及びこれに基づく「岩手県土地利用基本計画（計画書）」の改定に係る御審議を無事終えることとなりました。先に御説明させていただいたとおり新しい土地利用基本計画は3月に改定ということになります。以降はこの審議会につきましては基本的に通常どおり年に1回の開催という予定になりますので、次回につきましては1年後になると思っておりますが開催させていただきます。またしかるべき時期に御連絡等させていただきたいと思っております。

引き続き御指導、御協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

### **6 閉 会**

#### **[井良沢会長]**

他になければこれで議事を終わりたいと思ひます。

皆様には円滑な議事進行に御協力いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、第63回岩手県国土利用計画審議会を終了いたします。